

法律名	地力増進法
施行年	昭和 59 年 H11 年改正
目的	この法律は、地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めると同時に、土壤改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を講ずることにより、農業生産力の増進と農業経営の安定を図ることを目的としている（第 1 条）
対象者	土壤改良資材の製造業者（配合、加工および採取を含む）、販売業者（第 11 条）
規制対象事業規模	特にない
規制内容	<p>バイオマス製品として、広い意味での肥料・土壤改良資材 - を生産する場合、この法律をクリアしなければならない。</p> <p>土壤改良資材とは「植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壤に化学的变化をもたらすことと併せて土壤に化学的变化以外の变化をもたらすことを目的として土地に施される物に限る」（第 11 条）であり、そのうち、「消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、地力の増進上その品質を識別することが特に必要であるものとして施行令で定めるもの」（第 11 条）について規制がある。土壤改良資材の定義は肥料取締法にいう肥料より定義が広く、土壤の変化をもたらすものは何でも含まれるが、施行令で次の 12 の資材が指定され狭められている。泥炭／バーク堆肥／腐植酸質質材／木炭／けいそう土焼成粒／ゼオライト／バーミキュライト／パーライト／ペントナイト／VA 球根菌資材／ポリエチレンイミン系資材／ポリビニールアルコール系資材。</p> <p>バイオマスの製品としての土地改良材としては、泥炭／バーク堆肥／腐植酸質質材／木炭／ゼオライト／バーミキュライト／パーライトが該当しそうである。</p> <p>製品の品質を表示しなければならない</p> <p>土壤改良資材を製造・販売する場合、農林水産大臣が告示した「原料、用途、施用方法その他品質に関し表示すべき事項」を、「製造業者、販売業者が尊守すべき事項」に即して、表示しなければならない。（第 11 条）</p> <p>大臣の表示の命令に従わなければならない</p>

	<p>農林水産大臣は、表示されていないものが広く販売され、土壌改良に害があると認めるときは、「土壌改良資材の品質を表示したものでなければ販売、陳列してはならないことを命ずることができる（第14条）」とあり、表示がなければ流通できくなる可能性がある。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>この法律は、流通している土壌改良資材を農業者が使用する際、品質の表示が的確に行われていないと判断しづらいため基準に沿った表示の要求と、害のある改良材の流通防止が狙い。自家消費する場合は適用されない。起業するにあたって、実験的に製造し、限られた場所で効果を検証する分には関係ない</li> </ul>
資源分類	製材工場等残材、建築発生木材、林地残材
利用技術分類	肥料・コンポスト、炭化
ビジネスプロセス	販売（製品の原料・用途・施用方法等表示）
関連法	肥料取締法